原価算定フォーマット利用上の留意事項について

【利用上の注意】

※計算結果はあくまで目安です。計算結果によって収受する手数料率が違法であるか否かをただちに判断できるものではありません。

※原価計算フォーマットは全国共通のものを公示しております。地域や年度毎に補正の値が変更になります。地域や年度は選択式となっておりますので正しいものを選択の上で使用ください。

※安全コストは、個々の貸切バス事業者により異なるため、事業者自身で把握するものです。原価計算フォーマットはその目安を事業者自身で確認するためのものです。なお、貸切バス事業は安全コストのみで事業を行っているわけではなく、一般管理費や適正利潤などについても、事業経営には当然に必要とされる要素であるため、年間を通じて安全コストの最低ラインまでの手数料が許容されるものではありません。

※原価算定フォーマットの使用に際しては、九州運輸局 HP に公表している「運送引受書への手数料額の記載に関する質疑応答集」及び「参考：ポンチ絵」をご一読の上、制度趣旨をご理解の上でご利用いただきますようにお願いします。

【留意事項】

※原価計算フォーマットに入力する数字は、旅客自動車運送事業等報告規則に基づき報告された事業報告書・輸送実績報告書が基本となります。従って、正しい数値の算出に当たっては当局に提出されている書類が「令和元年 7 月 9 日付け、国自旅第 63 号「旅客自動車運送事業等報告規則に基づく報告書類の記載等に際しての留意点等について」の一部改正について」に基づき正しく記載されていることが前提となります。

また、他の種類の旅客自動車運送事業又はそれ以外の事業を経営している場合は、「昭和 52 年 5 月 17 日付け、自総旅第 338 号・自旅第 151 号・自貨第 55 号自動車運送事業に係る収益及び費用並びに固定資産の配分基準について」に基づき各事業毎に適正に配分を行う必要があります。

※一般貸切旅客自動車運送事業者に限っては運送の申込者に対して運送引き受けに際し手数料又はこれに類するものとして支払われる費用は、「令和元年 7 月 9 日付け、国自旅第 63 号「旅客自動車運送事業等報告規則に基づく報告書類の記載等に際しての留意点等について」の一部改正について」により、事業報告書の一般旅客自動車運送事業損益明細表（第 1 号様式第 2 表）営業費用の「手数料等」の項目に記載が義務づけられておりますのでご留意ください。